（政府調達）

# 独立行政法人都市再生機構神奈川地域支社

# ルームエアコンディショナの購入

# 入　札　説　明　書

独立行政法人都市再生機構神奈川地域支社の特定調達契約に係る入札公告（平成 25 年 1 月 23 日付官報公告）に基づく入札については、関係法令及びこの入札説明書によるものとする。

1　入札等実施要領
2　競争参加資格及び競争参加者に求められる義務
3　入札及び見積心得書
4　入札書及び封筒（様式）
5　委任状（様式）
6　単価契約書（案）
7　仕様書【別冊１】
8　提出書類一覧【別冊２】
9　独立行政法人が行う契約に係る情報の公表について

独立行政法人都市再生機構神奈川地域支社
住宅経営部

## 1　入札等実施要領

1　契約担当役の氏名及び名称

独立行政法人都市再生機構神奈川地域支社　地域支社長　田平　茂之

◎　調達機関番号　599

◎　所在地番号　14

2　調達内容

（1）　品目分類番号　　16

（2）　件名

独立行政法人都市再生機構神奈川地域支社　ルームエアコンディショナの購入

（3）　調達案件の仕様等

仕様書による。

（4）　履行期間

平成 25 年 4 月 1 日から平成 26 年 3 月 31 日まで

（5）　履行場所

仕様書による。

（6）　入札方法

イ　入札金額は、仕様書に示した品目ごとの単価に予定数量を乗じた総価とし、調達本体価格のほか納入までの一切の諸経費を含んだ総価を記載するものとする。

ロ　落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の５パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額とする。）をもって落札価格とするので、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 105 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。なお、入札金額を算定した品目ごとの単価を契約単価とする。

ハ　本件業務において、入札に参加する者が関係法人１者だった場合は、当該手続きを中止し、再公募を実施する。

3　入札保証金及び契約保証金

免除

4　競争参加資格確認申請書等の提出期限及び提出場所

（1）　提出期限

平成 25 年 2 月 12 日

受付は平日の 10 時 00 分から 17 時 00 分までとする。

提出は持参すること。郵送または電送によるものは受け付けない。

(2)　提出場所

神奈川県横浜市中区本町六丁目50番地1横浜アイランドタワー16階

独立行政法人都市再生機構神奈川地域支社住宅経営部設備保全チーム

電話045－682－1676

(3)　提出書類

① 競争参加資格確認申請書(様式1)

② 競争参加資格認定通知書の写し

2競争参加資格及び競争参加者に求められる義務1(2)イを参照のこと

③ 仕様要件適合証明書(様式2)

④ アフターサービス体制表(任意様式)

⑤ 検査対応証明書（様式3)

5　質問書の提出及び回答

(1)　入札、仕様等に対する質問は、「質問書（任意様式)」の提出による。

イ　提出期限

平成25年3月8日　17時00分

ただし、郵送による場合は書留郵便とし、同日同時刻必着とする。

また、封筒に「質問書在中」と朱書すること。

ロ　提出場所

上記4（2）に同じ。

(2)　質問に対する回答は「質問回答書」の閲覧をもって行う。

イ　閲覧期間

平成25年3月13日から平成25年3月15日まで

ロ　閲覧場所

上記4（2）に同じ。

6　入札書等の提出期限及び場所

(1)　提出期限

平成25年3月18日　17時00分

ただし、郵送の場合は書留郵便とし、同日同時刻必着とする。

(2)　提出場所

神奈川県横浜市中区本町六丁目50番地1横浜アイランドタワー17階

独立行政法人都市再生機構神奈川地域支社 総務部経理チーム

電話045－682－1523

(3)　提出書類

① 入札書(入札説明書 4 入札書及び封筒(様式))
② 内訳明細書(入札説明書 4 入札書及び封筒(様式))
③ 委任状(入札説明書 5 委任状(様式))

7　開札の日時及び場所

(1)　日時

平成 25 年 3 月 19 日　15 時 00 分

(2)　場所

神奈川県横浜市中区本町六丁目 50 番地１　横浜アイランドタワー６階

独立行政法人都市再生機構神奈川地域支社　入札室

8　契約手続に使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

9　支払条件

毎月検査後、当月分の請求書を受理した日から起算して30日以内に、支払うものとする。

10　苦情申立て

本手続きにおける競争参加資格の確認その他の手続き等に関し、「政府調達に関する苦情の処理手続（平成７年 12 月 14 日付政府調達苦情処理推進本部決定)」により、政府調達苦情検討委員会（連絡先：内閣府政府調達苦情処理対策室内政府調達苦情検討委員会事務局）に対して苦情を申し立てることができる。

11　入札手続きに関する問い合わせ先

上記 6(2)と同じ。

12　仕様書に関する問い合わせ先

上記 4(2)と同じ。

13　独立行政法人が行う契約に係る情報の公表について

9　独立行政法人が行う契約に係る情報の公表についてのとおり。

## 2　競争参加資格及び競争参加者に求められる義務

1　競争参加資格

(1)　次の事項に該当する者は、競争参加資格を有しない。

イ　契約を締結する能力を有しない者

ロ　破産者で復権を得ない者

ハ　暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者

ニ　入札書提出期限の日から起算して２年前の日以降において、次に掲げる者の一に該当している者。これを代理人、支配人その他使用人として使用する者についてもまた同様とする。

（イ）　契約の履行に当たり故意に履行を粗雑にし、又は材料、品質、数量に関して不正の行為があった者

（ロ）　公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し、若しくは不正な利益を得るために連合した者

（ハ）　落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者

（ニ）　監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者

（ホ）　正当な理由がなくて契約を履行しなかった者

（ヘ）　（イ）～（ホ）に該当する事実があった後 2 年を経過しない者を、契約の履行に当たり、代理人、支配人その他使用人として使用した者

（ト）　（イ）～（ヘ）に該当する者を入札代理人として使用する者

ホ　入札書提出期限の日において、当機構神奈川地域支社長から指名停止を受けている者

(2)　次の要件をすべて満たしている者であること。

イ　当機構関東地区平成23･24年度物品購入等の契約に係る競争参加資格を有する者で、「物品販売」のうち「電気器具」の認定を受けていること。なお、当該競争参加資格を有しない場合は、速やかに競争参加資格審査の申請を行う必要があり、上記業種区分未登録の場合、競争参加資格の確認に係る資料提出期限までに当該資格審査申請書の受付を済ませることを条件とする。競争参加資格審査の申請等に関する問い合わせ先は次のとおり。

〒231－8315　神奈川県横浜市中区本町六丁目50番地1　横浜アイランドタワー17階
独立行政法人都市再生機構神奈川地域支社　総務部経理チーム
電話045－682－1523

ロ　当業務に関し、当該地区内（神奈川県）にアフターサービスの体制が整っている事業所対応を有していること。なお、近隣地区（東京都、静岡県、山梨県）の事業所においても、当該地区内と同等の体制が確保できることを当機構が認めた場合は可とする。

ハ　当業務の仕様書の要件に適合すること。

ニ　日本国内において当機構職員が行う立会検査に応じられる者であること。

2　競争参加者に求められる義務

(1)　この一般競争に参加を希望する者は、本説明書に示す競争参加資格確認申請書等を作成し、申請書の提出期限までに提出しなければならない。また、神奈川地域支社長から当該書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(2)　上記1(2)に掲げる資格を有することを証明する資料として、下記資料を提出しなければならない。

① 競争参加資格認定通知書の写し

② 仕様要件適合証明書（様式2)

③ アフターサービス体制表（任意様式）

④ 検査対応証明書（様式3)

なお、神奈川地域支社長からこれらの資料の内容に関する照会があった場合には説明しなければならない。

(3)　作成した申請書等は当機構において審査するものとし、本説明書に示した競争参加資格を有すると判断した申請書等を提出した者のみ入札に参加できるものとする。

3　その他

(1)　契約手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2)　入札に必要な提出書類の作成に要する費用は、競争参加者の負担とする。

(3)　当機構に、提出された書類は審査の実施以外に提出者に無断で使用することはない。

(4)　当機構に一旦提出された書類は返却しない。

(5)　当機構に一旦提出された書類の差替え及び再提出は認めない。

(6)　提出書類等に虚偽又は不正な記載をした者の入札は無効とする。

(7)　競争参加資格の審査において資格を有すると認められた者であっても、開札の時において、上記1の資格のない者は、落札の対象としない。

3　入札及び見積心得書

## 入札及び見積心得書（物品購入等）

（目的）

第１条　独立行政法人都市再生機構神奈川地域支社（以下「機構」という。）が締結する物品、設備等の購入、修理、売却、運送、広告、保守、印刷、借入等の契約に係る一般競争入札を行う場合における入札その他の取扱いについては、関係法令に定めるもののほか、この心得書の定めるところにより行う。

（入札等）

第２条　一般競争入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）は、入札説明書及び仕様書等を熟覧の上、所定の書式による入札書により入札しなければならない。この場合において入札説明書及び仕様書等につき疑義があるときは関係職員の説明を求めることができる。

２　入札書は封かんの上、入札参加者の氏名を明記し、入札公告に示した時刻までに提出しなければならない。

３　前項の入札書は書留郵便をもって提出することができる。この場合には、封筒は二重封筒として、表封筒に「入札書在中」の旨を朱書し、件名及び開札日時を記載した中封筒に入札書のみを入れ、別途提出書類とともに入札書の提出期限までに発注者あての親書で提出しなければならない。（送付先は、1　入札等実施要領6（2））

４　前項の入札書及びその他提出書類について、入札公告に示した時刻までに到着しないものは無効とする。

５　入札参加者が代理人をして入札をさせるときは、その委任状を提出しなければならない。

６　入札参加者又は入札参加者の代理人は、同一事項の入札に対する他の入札参加者の代理をすることはできない。

７　入札参加者等は、暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者ではないこと、また、将来においても該当しないことを誓約しなければならず、入札（見積）書の提出をもって誓約したものとする。

（入札の辞退）

第２条の２　入札参加者は、入札又は見積り執行の完了に至るまでは、いつでも入札又は見積りを辞退することができる。

２　入札参加者等は、入札又は見積りを辞退するときは、入札（見積）辞退書又はその旨を明記した入札書若しくは見積書を、入札又は見積を執行する者に直接提出して行う。

３　入札又は見積りを辞退した者は、これを理由として以後の指名等について不利益な取扱いを受けるものではない。

（公正な入札の確保）

第２条の３　入札参加者等は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）等に抵触する行為を行ってはならない。

２　入札参加者等は、入札にあたっては、競争を制限する目的で他の入札参加者等と入札価格又は入札意思等についていかなる相談も行わず、独自に価格を定めなければならない。

３　入札参加者等は、落札者の決定前に、他の入札参加者等に対して入札価格等を意図的に開示してはならない。

（内訳明細書）

第３条　入札に当たっては、あらかじめ入札金額の見積内訳明細書を用意しておかなければならない。

（入札の取りやめ等）

第４条　入札参加者等が連合し、又は不穏の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者等を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

（入札書の引換の禁止）

第５条　入札参加者等は、入札書をいったん提出した後は、開札の前後を問わず、引換え、変更又は取消しをすることはできない。

（入札の無効）

第６条　次の各号の一に該当する入札は無効とし、以後継続する当該入札等に参加することはできない。

一　委任状を提出しない代理人が入札をなしたとき。

二　誤字、脱字等により意思表示が不明瞭であるとき。

三　入札金額の記載を訂正したとき。

四　入札者（代理人を含む。）の記名押印のないとき又は記名（法人の場合はその名称及び代表者の記名）の判然としないとき。

五　再度の入札において、前回の最低入札金額と同額又はこれを超える金額をもって入札を行なったとき。

六　１人で同時に２通以上の入札書をもって入札を行なったとき。

七　明らかに連合によると認められるとき。

八　第２条第７項に定める暴力団排除に係る誓約について、虚偽と認められるとき。

九　前各号に掲げる場合のほか、機構の指示に違反し、若しくは入札に関する必要な条件を具備していないとき。

十　入札書に記載された金額と内訳明細書に記載された合計金額(税抜)(内訳明細書様式(c)の額)の金額が異なるとき。

（開札等）

第７条　開札は、入札公告に示した場所及び日時に入札者又はその代理人を立ち会わせて行うものとする。ただし、入札者又はその代理人が立ち会わない場合は、入札事務に関係のない職員を立ち会わせて行うものとする。

（落札者の決定）

第８条　開札の結果、予定価格の制限の範囲内で最低の価格により入札した者を落札者とする。

（再度の入札）

第９条　開札の結果、各人の入札のうち予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、再度の入札を行う。この場合において、直ちに再度の入札を行うものとする。

２　前項の再度の入札は、原則として１回を限度とする。

（随意契約によることができる場合）

第 10 条　再度の入札を行っても落札者がないときは、入札参加者の中から希望する者と随意契約によることができるものとする。この場合、本心得書の各条項に準じて見積り合せを行うものとする。

（同数値の入札者が２人以上ある場合の落札者の決定）

第 11 条　落札となるべき同数値の入札をした者が２人以上あるときは、直ちに、当該入札者にくじを引かせて落札者を決定する。この場合において、当該入札者のうちくじを引かない者があるときは、これに代わって入札事務に関係のない職員にくじを引かせて落札者を決定するものとする。

（入札参加者の制限）

第 12 条　次の各号の一に該当する者は、その事実のあった後２年間競争入札に参加することができない。これを代理人、支配人その他の使用人として使用する者についてもまた同様とする。

一　契約の履行に際し、故意に粗雑にし、又は材料、品質、数量に関し、不正の行為があった者

二　公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し若しくは不正な利益を得るために連合した者

三　落札者が契約を結ぶこと又は契約を履行することを妨げた者

四　監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者

五　正当な理由がなくて契約を履行しなかった者

六　前各号の一に該当する事実があった後２年を経過しない者を、契約に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用した者

七　前各号に該当する者を入札代理人として使用した者

（契約書の提出）

第 13 条　落札者は、落札決定の日から７日以内に契約書を提出しなければならない。ただし、あらかじめ発注者の書面による承諾を得たときは、この限りではない。

２　落札者が前項の期間内に契約書を提出しないときは当該落札はその効力を失う。

（異議の申立）

第 14 条　入札参加者は、入札後この心得書、入札説明書及び仕様書等の説明等についての不明を理由として異議を申立てることはできない。

以　上

4　入札書及び封筒（様式）

# 入　札　書

金　　　　　　　　　　　　円也

ただし、独立行政法人都市再生機構神奈川地域支社　ルームエアコンディショナの購入

入札及び見積心得書（物品購入等）及び入札書記載内容を承諾の上、入札します。

平成　　年　　月　　日

住　所

氏　名　　　　　　　　　　　　　　　　印

代理人　　　　　　　　　　　　　　　　印

独立行政法人都市再生機構神奈川地域支社

地域支社長　　田平　茂之　殿

表　　　　　　　　　　　　裏

独立行政法人都市再生機構　神奈川地域支社
地域支社長　田平　茂之　殿
（件名　独立行政法人都市再生機構神奈川地域支社ルームエアコンディショナの購入 入札書）

委任している場合は、代理人の氏名または印

平成　　年　　月　　日

住所

氏名　　　　　　　　　　　　　　　　印

# 内訳明細書

| 品名等 | 規格 | 予定数量<br>(a) | 単価[円]<br>(b) | 金額[円]<br>(a)×(b) | 備考 |
|---|---|---|---|---|---|
| | 2.2kw | 95 | | | |
| | 2.5kw | 5 | | | |
| | 2.8kw | 285 | | | |
| | 3.6kw | 570 | | | |
| | 4.0kw | 190 | | | |
| | 5.0kw | 50 | | | |
| | 5.6kw | 5 | | | |

合計　　　　　　　　　　　　　　　円・・・(c)

(c)×5%　　　　　　　　　　　　　　円・・・(d)

(c)+(d)　　　　　　　　　　　　　　円

5　委任状（様式）

# 委　任　状

私は＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿を代理人と定め、独立行政法人都市再生機構神奈川地域支社の発注する「独立行政法人都市再生機構神奈川地域支社　ルームエアコンディショナの購入」に関し、下記の権限を委任します。

記

１．入札及び見積りに関する一切の件

２．

| 代理人使用印鑑 | |
|---|---|

平成　　年　　月　　日

住　所

氏　名　　　　　　　　　　　　　　　　　印

独立行政法人都市再生機構神奈川地域支社

地域支社長　　田平　茂之　殿

6　単価契約書（案）

# 単　価　契　約　書

１　物 品 の 名 称　　　ルームエアコンディショナ

２　契　約　期　間　　　平成25年4月1日から

平成26年3月31日まで

発注者独立行政法人都市再生機構と受注者　　　　　　　　　は頭書の物品（以下「物品」という。）の売買に関する契約を次のとおり締結する。

この契約締結の証として、本書２通を作成し、発注者及び受注者が記名押印の上、各自１通を保有する。

平成　　年　　月　　日

発注者　住 所

氏 名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　印

受注者　住 所

氏 名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　印

（総則）

第１条　発注者は、物品をこの契約に定める条件で受注者から買い受け、受注者は、これを売り渡すものとする。

（権利義務の譲渡等の制限）

第２条　受注者は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、書面による発注者の承諾を得たときは、この限りではない。

（再委託等の制限）

第３条　受注者は、この契約の履行に当たり、第三者にその全部又は一部を委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、書面による発注者の承諾を得たときは、この限りではない。

（発注手続）

第４条　発注者は、物品を受注者に発注するときは、その都度、その物品の種類、規格、数量、納入場所及び納入期限を記載した発注者所定の注文書（以下「注文書」という。）を受注者に対して発行するものとし、受注者は、この注文書に基づき物品を納入するものとする。

（納入期限の延長）

第５条　受注者は、天災その他の不可抗力により、注文書に指定された納入期限（以下「納期」という。）内に、当該注文書に基づく物品を納入することができないときは、あらかじめ、発注者に届け出て、納期を延長することができる。ただし、その延長日数は、発注者と受注者とが協議して定めるものとする。

（危険負担）

第６条　物品の納入に当たり、次条第１項の発注者の確認（同条第３項の再検査がある場合には、当該再検査）の前に生じた損害は、受注者がこれを負担するものとする。

（検査）

第７条　受注者は、注文書に基づく物品の納入後、直ちに発注者に届け出て、その物品について、発注者の確認を受けなければならない。

２　発注者は、前項の確認（以下「検査」という。）を同項の規定による届出を受けた日から起算して10日以内に行うものとする。

３　受注者は、検査の結果、不合格となり、発注者から修正又はやり直しを命ぜられたときは、発注者の指定する日までに代品を納入し、発注者の再検査を受けなければならない。この場合、再検査の期限については、前項の規定を準用する。

４　検査又は前項の再検査に合格した日をもって、注文書に基づく物品の納入は完了したものとし、当該物品は、同日をもって発注者に引き渡されたものとする。

（瑕疵担保責任）

第８条　受注者は、前条第４項に規定する注文書に基づく物品の引渡日から１年間（但

し冷媒回路部品については５年間）当該物品の瑕疵を補修するものとする。
（売買代金）
第９条　発注者は、第７条第４項の規定により物品の引渡しが完了したときは、当該物品の対価（以下「売買代金」という。）として、別紙の単価表に基づき算定した額を受注者に支払うものとする。
２　受注者は、売買代金については、当月分を取りまとめ、翌月1日以降その支払請求書を発注者に提出するものとし、発注者は、当該請求書を受理した日から起算して30日以内に、これを受注者に支払うものとする。
３　発注者がその責めに帰すべき理由により第７条第２項の期間内に検査又は同条第３項の再検査を行わないときは、その期間を満了した日の翌日から当該検査又は再検査を行った日までの日数は、前項の期間（以下「約定期間」という。）の日数から差し引くものとする。この場合において、その遅延日数が約定期間の日数を超えるときは、約定期間は、遅延日数が約定期間の日数を超えた日において満了したものとみなす。
（単価の改定）
第10条　物価に変動があり、前条１項の単価表の額が不相当となったときは、発注者と受注者とが協議の上、これを改定することができる。
（延滞金）
第11条　受注者の責めに帰する理由により、受注者が納期内に注文書に基づく物品を納入しない場合において、納期経過後相当期間内に納入する見込みがあると発注者が認めたときは、発注者は、受注者から延滞金を徴収して、当該納期を延長することができる。
２　前項の延滞金は、その延滞日数に応じ、同項の注文書に基づく売買代金に対し、年（365日当たり）５パーセントの割合で計算した金額とする。
（談合等不正行為があった場合の違約金等）
第11条の２　受注者が、次に掲げる場合のいずれかに該当したときは、受注者は、発注者の請求に基づき、本契約期間中に発注した総額の10分の１に相当する額を違約金として発注者の指定期間内に支払わなければならない。
一　この契約に関し、受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第３条の規定に違反し、又は受注者が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第８条第１項第１号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受注者に対し、独占禁止法第７条の２第１項（独占禁止法第８条の３において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第51条第２項の規定により取り消された場合を含む。）。

二　納付命令又は独占禁止法第７条若しくは第８条の２の規定に基づく排除措置命令（これらの命令が受注者又は受注者が構成事業者である事業者団体（以下「受注者等」という。）に対して行われたときは、受注者等に対する命令で確定したものをいい、受注者等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。次号において「納付命令又は排除措置命令」という。）において、この契約に関し、独占禁止法第３条又は第８条第１項第１号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。

三　納付命令又は排除措置命令により、受注者等に独占禁止法第３条又は第８条第１項第１号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が、当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が受注者に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。

四　この契約に関し、受注者（法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の６又は独占禁止法第89条第１項若しくは第95条第１項第１号に規定する刑が確定したとき。

２　受注者が前項の違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、受注者は、当該期間を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、年５パーセントの割合で計算した額の遅延利息を発注者に支払わなければならない。

（支払遅延利息）

第12条　受注者は、発注者がその責めに帰する理由により約定期間を超えて売買代金の支払いを行った場合には、その遅延日数に応じ、当該支払額に対し、年（365日当たり）3.1パーセントの割合で計算した額を、遅延利息として発注者に請求することができる。

（発注者の解除権）

第13条　発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、催告によらないで、この契約を解除することができる。

一　受注者の責めに帰する理由により、納期内又は納期経過後相当期間内に注文書に基づく物品を納入する見込みがないとき。

二　第２条、第３条又は第８条の規定に違反したとき。

三　その他この契約に違反し、その違反によりこの契約の目的を達することができないとき。

四　受注者が次のいずれかに該当するとき。

イ　役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時業務委託の契約を締結する事務所の代表者

をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第２条第６号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）であると認められるとき。

ロ　暴力団（暴力団対策法第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ハ　役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

ニ　役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

ホ　役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

ヘ　再委託契約その他の契約にあたり、その相手方がイからホまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

ト　受注者が、イからホまでのいずれかに該当する者を再委託契約その他の契約の相手方としていた場合（ヘに該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

五　破産の申立て（自己申立てを含む。）を受け、又は解散したとき。

（違約金）

第14条　受注者は前条第１号から第４号までのいずれかに該当してこの契約が解除されたときは、その解除された日の属する月（以下「契約解除月」という。）の前月分の売買代金の10分の１に相当する額を、違約金として発注者に支払わなければならない。ただし、前月における物品の納入実績がないときの違約金は、契約解除月の翌月以降の月で、この契約と同様の契約に基づく物品の納入実績がある月のうち、契約解除月に最も近い月分の売買代金の10分の１に相当する額とする。

（発注者の都合による解除）

第15条　発注者は、第13条各号の場合のほか、発注者の都合により、この契約を解除することができる。

２　発注者は、前項の規定により契約を解除するときは、少なくとも１か月前までに、書面により受注者に通知しなければならない。

３　第１項の規定によりこの契約が解除された場合において、受注者が損害を被ったときは、発注者は、これを賠償しなければならない。ただし、その賠償額は、発注者と受注者とが協議して定めるものとする。

（相殺）

第16条　発注者は、受注者に対して支払うべき金銭債務と受注者が発注者に対して支払うべき金銭債務とを相殺し、なお不足を生ずるときは、更に追徴するものとする。

（協議事項）

第17条　この契約に定めがない事項又は疑義を生じた事項については、発注者と受注者とが協議して定めるものとする。

別紙　（単価表）

別紙

# 単　価　表

| No. | 品　　　名 | 単位 | 型式 | 規格 | 単価(円) |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 1 | 家庭用エアコン | 台 | | 2.2kw | |
| 2 | 家庭用エアコン | 台 | | 2.5kw | |
| 3 | 家庭用エアコン | 台 | | 2.8kw | |
| 4 | 家庭用エアコン | 台 | | 3.6kw | |
| 5 | 家庭用エアコン | 台 | | 4.0kw | |
| 6 | 家庭用エアコン | 台 | | 5.0kw | |
| 7 | 家庭用エアコン | 台 | | 5.6kw | |

7　仕様書【別冊１】

# 仕 様 書

1　件名

独立行政法人都市再生機構神奈川地域支社　ルームエアコンディショナの購入

2　対象品目及び予定数量

別紙１「対象品目一覧表」のとおり。

なお、予定数量は発注者の過去の購入実績を基に算出した数量であり、購入を確約した数量ではない。

3　対象部署

別紙２「対象部署一覧表」のとおり。

4　発注手続

（１）　品目、型式、単価、商品画像（カラー)、商品解説を掲載した品目一覧表（以下「カタログ」という。）を作成し、発注者が要求する部数を提出すること。

なお、「エネルギー使用の合理化に関する法律（以下「省エネ法」という。)」の適合していることが確認できる旨表示すること。

（２）　発注は対象部署（以下「発注部署」という）ごとにカタログ掲載の商品について別紙３に示す「注文書」をＦＡＸ等により随時行うので、発注方法に対応するシステムを導入すること。

なお、注文書の最小の発注単位は１台とし納品についても同様とする。

（３）　カタログ作成に係る費用については、受注者が負担すること。

5　納期

注文書に指定する日（発注日から概ね１週間）に納品すること。

ただし、土、日、祝日、年末年始等発注者の休業日は除くものとする。

6　納品方法

（１）　納品は、注文書にて発注者が指示する納品対象団地の指定場所において、発注者が受注者に対し別途通知するエアコンの設置を行う小規模修繕工事業者又はリニューアル等工事業者（以下、「エアコン設置業者」という。）に受渡しを行うこと。

なお、納品対象団地名及び所在地は別紙４「納品団地一覧表」による。

また、業務履行期間中、エアコン設置業者及び納品場所が変更となる場合は、事前に発注者が受注者に対し通知する。

（２）　納品する商品には、発注部署名、商品名、数量を記入した納品書を添付すること。

（３）　納品する商品については、発注部署等の指示により仕分けし、個別に梱包すること。

（４）　配送に係る費用については、受注者が負担すること。

（５） 納品後、商品の不良又は品目若しくは数量の誤り等が明らかになった場合は、速やかに且つ適切に対応すること。

7　請求書等

（１）　請求書は、発注部署に直接提出すること。

（２）　受注者は、売買代金については、当月分を取りまとめ、翌月1日以降その支払請求書を発注部署に提出するものとし、発注部署は、当該請求書を受理した日から起算して30日以内に、これを受注者に支払うものとする。

8　保証

（１） 納入後１年（但し冷媒回路部品については５年以内）以内に発注者の使用上の責任によらないものとみられる故障が発生した場合は、受注者は無償で修理又は交換を行うものとする。

（２） 構造上の欠陥等により重大な故障が発生した場合は、上記（１）に関わらず、発注者と受注者が協議の上、受注者は無償で修理又は交換を行うものとする。

（３） 当該地区内（神奈川県）にアフターサービスの体制が整っている事業所対応を有していること。なお、隣接地区（東京都、静岡県、山梨県）の事業所においても、当該地区内と同等の体制が確保できると当機構が認めた場合は可とする。

以　上

別紙１

# 対象品目一覧表

【対象品目仕様表】

| 性能 | 要求性能 | 備考 |
|---|---|---|
| 規格 | 室内機、室外機は JIS C 9612（ルームエアコンディショナー）によるものとし、製造者の標準仕様とする。 | |
| 省エネ性 | 「経済産業省告示　第 213 号　エアコンディショナーの性能の向上に関する製造事業者等の判断の基準等」(平成 21 年 6 月改正）に適合すること。 | |
| 冷暖房機能 | コンプレッサーの周波数制御機能を有すること。 | |
| 除湿機能 | 除湿機能を有することとし、仕様はメーカー仕様とする。 | |
| 電源 | 単相 100V 又は単相 200V とする。 | |
| その他の機能 | メーカー仕様とする。 | |
| 製造年 | 原則として、納入日から１年以内に製造された製品とする。 | |
| 付属品等 | リモコン及び取扱説明書等の付属品が備わっていること。 | |

【予定数量表】

| Ｎo | 品名 | 単位 | 規格 | 予定数量 |
|---|---|---|---|---|
| 1 | 家庭用エアコン | 台 | 2.2KW | 95 |
| 2 | 家庭用エアコン | 台 | 2.5KW | 5 |
| 3 | 家庭用エアコン | 台 | 2.8KW | 285 |
| 4 | 家庭用エアコン | 台 | 3.6KW | 570 |
| 5 | 家庭用エアコン | 台 | 4.0KW | 190 |
| 6 | 家庭用エアコン | 台 | 5.0kw | 50 |
| 7 | 家庭用エアコン | 台 | 5.6kw | 5 |
| | 合　計 | 台 | | 1,200 |

別紙2

対象部署一覧表

| 事務所･部署名 | 住所 |
|---|---|
| 横浜住宅管理センター | 神奈川県横浜市西区北幸1-1-8 エキニア横浜7階 |
| 神奈川西住宅管理センター | 神奈川県藤沢市藤沢462　日本生命藤沢駅前ビル9階 |
| 横浜南住宅管理センター | 神奈川県横浜市港南区港南台3-3-1 港南台214ビル3階303号室 |

別紙3

# ■ 注 文 書

平成　　年　　月　　日

※　平成25年　　月　　日締結の単価契約に基づき、以下の資材を発注します。

発注者名
　住所

　氏名

　担当　　　　　　　　　　　　　　TEL

| 資材名称 | 規格等 | 数量(台) | 設置対象団地 | 号棟号室 | 備考 |
|---|---|---|---|---|---|
| 家庭用エアコン | 2.2kW | | | | |
| 家庭用エアコン | 2.5kW | | | | |
| 家庭用エアコン | 2.8kW | | | | |
| 家庭用エアコン | 3.6kW | | | | |
| 家庭用エアコン | 4.0kW | | | | |
| 家庭用エアコン | 5.0kw | | | | |
| 家庭用エアコン | 5.6kw | | | | |
| 合計 | | | | | |

| 納品場所等 | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| | ① | 住所<br>名称 | | 納品日 | |
| | ② | 住所<br>名称 | | 納品日 | |

納品に関する問い合わせ窓口
　業者名
　住所
　氏名
　担当　　　　　　　　　　　　　　TEL

---

## ■　受取り完了確認

| | 納品（受取り）場所 | 受け取り日 | **受取り者** |
|---|---|---|---|
| 受取り完了欄 | | | |
| | | | |

※受取り者（エアコン設置業者）にて記入

別紙4

納品団地一覧表

| 事務所・部署名 | 団地名 | 団地住所 |
| --- | --- | --- |
| 横浜住宅管理センター | 蒔田 | 横浜市南区蒔田町伊勢山841-1 |
| | 左近山 | 横浜市旭区左近山16-8 |
| | 南幸 | 横浜市西区南幸2-16-1 |
| | 西ひかりが丘 | 横浜市旭区上白根町891 |
| | 海岸通四丁目 | 横浜市中区海岸通4-23-1 |
| | 子母口 | 川崎市高津区子母口458-3 |
| | 井土ヶ谷東 | 横浜市南区井土ヶ谷下町215-1 |
| | 南太田 | 横浜市南区南太田三丁目18-1 |
| | くぬぎ台 | 横浜市保土ヶ谷区川島町1404 |
| | 西菅田 | 横浜市神奈川区菅田町488 |
| | 鶴見町 | 横浜市鶴見区鶴見中央3-20-9 |
| | 峰沢町 | 横浜市保土ヶ谷区峰沢町35-1 |
| | 本郷町 | 横浜市中区本郷町2-50 |
| | 南神大寺 | 横浜市神奈川区神大寺2-9 |
| | 南永田 | 横浜市南区永田みなみ台2 |
| | 天王町 | 横浜市保土ヶ谷区天王町2-42-2 |
| | 鶴見町第二 | 横浜市鶴見区鶴見中央2-10 |
| | 川崎日進 | 川崎市川崎区日進町23-1 |
| | 南永田第二 | 横浜市南区永田みなみ台3 |
| | 霧が丘グリーンタウン | 横浜市緑区霧ヶ丘3 |
| | 保土ヶ谷駅前ハイツ | 横浜市保土ヶ谷区岩井町123-2 |
| | サンスクエア川崎 | 川崎市川崎区日進町1 |
| | 港北ニュータウンさるびあ第一 | 横浜市都筑区荏田南1-6 |
| | 港北ニュータウンさるびあ第二 | 横浜市都筑区荏田南1-2 |
| | 中山駅前ハイツ | 横浜市緑区中山町329-1 |
| | 港北ニュータウンろべりあハイツ | 横浜市都筑区荏田東3-13-23 |
| | 西久保町公園ハイツ | 横浜市保土ヶ谷区西久保町1-4 |
| | かわさきテクノピア堀川町ハイツ | 川崎市幸区堀川町66-13 |
| | 川崎旭町ハイツ | 川崎市川崎区旭町1-2-5 |
| | 港北ニュータウンメゾンふじのき台 | 横浜市都筑区茅ヶ崎南4-12 |
| | 小杉御殿 | 川崎市中原区小杉御殿町2-47 |
| | 港北ニュータウンサントゥール中川 | 横浜市都筑区中川2-9 |
| | モアレ山田町 | 横浜市中区山田町8-2 |
| | ベイサイト本牧－Ⅰ | 横浜市中区本牧和田34-1 |
| | ベイサイト本牧－Ⅱ | 横浜市中区本牧原11 |
| | 新山下ベイシティ | 横浜市中区新山下3-15 |
| | ビューコート仏向 | 横浜市保土ヶ谷区仏向町1037-1 |
| | くぬぎ台－Ⅱ | 横浜市保土ヶ谷区川島町1374-13 |
| | アルテ横浜 | 横浜市神奈川区大野町1-8 |
| | 左近山第三 | 横浜市旭区左近山1010-1 |
| | 木月住吉 | 川崎市中原区木月住吉町23-3 |
| | 港北ニュータウンビュープラザセンター北 | 横浜市都筑区南山田1-3 |
| | 港北ニュータウンコンフォール東山田 | 横浜市都筑区東山田4-5 |
| | コンフォール西寺尾 | 横浜市神奈川区西寺尾2-26 |
| | アーバンハイツみぞのくち | 川崎市高津区下作延558 |
| | ヨコハマポートサイドロア弐番館 | 横浜市神奈川区栄町6-1 |
| | サンヴァリエ日吉 | 横浜市港北区下田町4-1 |
| | ビューコート小港 | 横浜市中区小港町1-1-2 |
| | 港北ニュータウンプロムナード仲町台 | 横浜市都筑区仲町台5-7 |
| | ステラ月見ヶ丘 | 横浜市鶴見区豊岡町11-1 |
| | シティコート元住吉 | 川崎市中原区木月4-49-1 |
| | 港北ニュータウン山田富士公園ハイツ | 横浜市都筑区北山田3-27-1 |
| | アーベインルネス長者町 | 横浜市中区不老町3-15-1 |
| | コンフォール高島台 | 横浜市神奈川区高島台8-1 |
| | ベイサイト本牧－Ⅲ | 横浜市中区本牧和田33-8 |
| | 港北ニュータウンコンフォールセンター南 | 横浜市都筑区茅ヶ崎東3-5 |
| | 十日市場ヒルタウンコンフォール十日市場五番街 | 横浜市緑区十日市場町1258-5 |
| | コンフォール滝ノ上 | 横浜市中区滝ノ上120 |
| | 港北ニュータウンコンフォール仲町台 | 横浜市都筑区勝田南2-2-24 |
| | ベイシティ本牧南 | 横浜市中区本牧原21 |
| | 港北ニュータウンコンフォール城山の丘 | 横浜市都筑区東山田3-23-1 |
| | アーバンドエル瀬谷 | 横浜市瀬谷区橋戸1-35-1 |
| | コンフォール永田東 | 横浜市南区永田東3-1-3 |
| | 十日市場ヒルタウンコンフォール十日市場七番街 | 横浜市緑区十日市場町1258 |
| | コンフォール清水ヶ丘 | 横浜市南区清水ヶ丘238-1 |
| | 十日市場ヒルタウンコンフォール十日市場六番街 | 横浜市緑区十日市場町1358-48 |
| | コンフォール北原 | 横浜市神奈川区六角橋6-24 |
| | コンフォール明神台 | 横浜市保土ヶ谷区明神台1 |
| | オルトヨコハマビュータワー | 横浜市神奈川区新子安1-2-3 |
| | アーベインビオ川崎 | 川崎市幸区大宮町26-3 |
| | リーデンスフォート横浜 | 横浜市神奈川区東神奈川1-12-5 |
| | コンフォール南日吉 | 横浜市港北区日吉本町4-986 |
| | プロムナード本牧 | 横浜市中区本牧宮原6-1 |
| | 十日市場ヒルタウンコンフォール十日市場十四番街 | 横浜市緑区十日市場町1501-1 |
| | ミラリオ鶴見小野 | 横浜市鶴見区小野町6-5 |
| | シティコート山下公園 | 横浜市中区山下町24-7他 |
| | コンフォール川崎富士見 | 川崎市川崎区富士見1-6-11 |
| | コンフォール篠原 | 横浜市港北区篠原町72-2他 |
| | アミティ横浜 | 横浜市神奈川区栄町16-1 |

| 事務所・部署名 | 団地名 | 団地住所 |
| --- | --- | --- |
| | コンフォール鴨池公園 | 横浜市都筑区大丸15 |
| | 十日市場ヒルタウンコンフォール十日市場九番街 | 横浜市緑区十日市場町1258 |
| | ミラリオ大師河原 | 川崎市川崎区大師河原1-1-11 |
| | アクティ横浜山下町 | 横浜市中区山下町73 |
| | コンフォール仏向町 | 横浜市保土ヶ谷区仏向町845-1 |
| | 十日市場ヒルタウンコンフォール十日市場十一番街 | 横浜市緑区十日市場町1501 |
| | シャレール海岸通 | 横浜市中区海岸通5-25-2 |
| 神奈川西住宅管理センター | 辻堂 | 藤沢市辻堂西海岸2 |
| | 善行 | 藤沢市善行団地1-1他 |
| | 相模台 | 相模原市南台相模台団地 |
| | 鶴が台 | 茅ヶ崎市鶴ヶ台 |
| | 上和田 | 大和市上和田2412 |
| | 奈良北 | 横浜市青葉区奈良町2913 |
| | 下大槻 | 秦野市下大槻410 |
| | すすき野 | 横浜市青葉区すすき野3-6-1 |
| | 虹ヶ丘 | 川崎市麻生区虹ヶ丘2-2他 |
| | 平塚高村 | 平塚市高村203 |
| | 鳶尾 | 厚木市鳶尾2他 |
| | 橋本四丁目 | 相模原市緑区橋本4-11 |
| | えびな | 海老名市中新田2-7 |
| | サニーメゾン平塚 | 平塚市田村2-9 |
| | テラス長谷 | 厚木市長谷381-1 |
| | 星が丘パークランドつぐみ台 | 川崎市多摩区菅仙谷3-1 |
| | ロビーシティ相模大野五番街 | 相模原市南区相模大野4-5 |
| | アーベイン百合ヶ丘第一 | 川崎市麻生区百合丘1-7-71 |
| | アーベイン百合ヶ丘第二 | 川崎市麻生区百合丘1-8-4 |
| | 星が丘パークランドひよどり台 | 川崎市多摩区菅北浦5-7 |
| | さがみ野さくら | 座間市東原5-1 |
| | 辻堂駅前ハイツ | 藤沢市辻堂新町1-2 |
| | グリーンスクエア大野台 | 相模原市南区大野台6-5 |
| | 善行第二 | 藤沢市善行団地4-10 |
| | 星が丘パークランドほおじろ台 | 川崎市多摩区菅北浦4-15 |
| | 善行第三 | 藤沢市善行団地3 |
| | 鶴が台第二 | 茅ヶ崎市鶴が台9 |
| | 善行第四 | 藤沢市善行団地2-17 |
| | 湘南ライフタウンパークサイド駒寄 | 藤沢市大庭5682 |
| | グリーンヒル鴨志田中央 | 横浜市青葉区鴨志田町539-3 |
| | ライトタウン茅ヶ崎 | 茅ヶ崎市香川1-10 |
| | プラザシティ相模大野 | 相模原市南区相模大野6-23 |
| | アーバンハイツ菅生ヶ丘 | 川崎市宮前区菅生ヶ丘34-1 |
| | 鶴ヶ丘 | 相模原市南区南台5-2 |
| | サンラフレ百合ヶ丘 | 川崎市麻生区百合丘1-17 |
| | あおば山の手台ヴェルディール奈良 | 横浜市青葉区奈良4-4-1 |
| | コンフォール平塚 | 平塚市浅間町11-1 |
| | アーベイン相模原駅前 | 相模原市中央区相模原1-1 |
| | コンフォール生田菅生ヶ丘 | 川崎市宮前区菅生ヶ丘24 |
| | コンフォール鶴間ライラック通り | 大和市下鶴間2777-5 |
| | コンフォール相模原共和 | 相模原市中央区共和1-3-33 |
| | コンフォールさがみ南 | 相模原市南区相南1-24 |
| | レーベンスガルテン山崎 | 鎌倉市山崎1390 |
| | コンフォール藤沢 | 藤沢市藤が岡1-1 |
| | コンフォール菅仙谷 | 川崎市多摩区菅仙谷2-9-1 |
| | コンフォール相模上原 | 相模原市南区文京2-8 |
| | 百合ヶ丘みずき街 | 川崎市麻生区百合ヶ丘3-21他 |
| 横浜南住宅管理センター | 洋光台北 | 横浜市磯子区洋光台2-1他 |
| | 洋光台中央 | 横浜市磯子区洋光台3-13他 |
| | 磯子三丁目 | 横浜市磯子区磯子3-6 |
| | 本郷台駅前 | 横浜市栄区小菅ヶ谷1-4 |
| | 港南台ちどり | 横浜市港南区港南台2-2 |
| | 洋光台西 | 横浜市磯子区洋光台5-19 |
| | 港南台かもめ | 横浜市港南区港南台2-1 |
| | 前田町 | 横浜市戸塚区前田町67-3 |
| | 金沢シーサイドタウン並木一丁目第一 | 横浜市金沢区並木1 |
| | 金沢シーサイドタウン並木一丁目第二 | 横浜市金沢区並木1 |
| | 金沢シーサイドタウン並木二丁目 | 横浜市金沢区並木2 |
| | 金沢シーサイドタウン並木三丁目 | 横浜市金沢区並木3 |
| | グリーンメゾン平戸 | 横浜市戸塚区平戸1-2 |
| | 金沢シーサイドタウン柴 | 横浜市金沢区柴町367-1 |
| | 磯子杉田台 | 横浜市磯子区杉田坪呑2 |
| | 東戸塚ビューハイツ | 横浜市戸塚区名瀬町799-2 |
| | コンフォール上倉田 | 横浜市戸塚区上倉田町259 |
| | ビーコンヒル能見台ウエストヒル | 横浜市金沢区能見台東8 |
| | プロムナード矢部 | 神奈川県横浜市戸塚区矢部町321 |
| | コンフォール横須賀本町 | 横須賀市本町二丁目1-22 |
| | ビーコンヒル能見台サウスヒル | 横浜市金沢区能見台東11 |
| | 磯子杉田台Ⅱ | 横浜市磯子区杉田坪呑1-4 |
| | ウェルシティ横須賀ポートバレーヌ4番館 | 横須賀市東逸見町一丁目1-62 |
| | ビーコンヒル能見台イーストプラザ | 横浜市金沢区能見台東1-1 |
| | ベイスクエアよこすか三番館 | 横須賀市本町三丁目33 |
| | コンフォール小松ヶ丘 | 横浜市戸塚区下倉田町615-1他 |

8　提出書類一覧【別冊２】

# 提出書類一覧

（法人等名称）

1　下表は、本調達の入札に際し、必要となる書類一覧です。入札書等提出前にこの一覧表により提出漏れがないか御確認ください。

2　この一覧表は、法人等の名称のみを記載し、入札書等提出時に御提出ください。

3　「機構使用欄」には何も記載しないでください。

| 項番 | 書類名称　（※使用する様式） | 提出部数 | 備考 | 機構使用欄 |
|---|---|---|---|---|
| 1 | 入札書及び内訳説明書<br>（入札説明書「4 入札書及び封筒（様式）」） | 1部 | 代表者及び代理人の記名押印がなされていること。代表者若しくは代理人の印で封印済であること。（詳細は「3 入札及び入札心得書」参照） | |
| 2 | 委任状<br>（入札説明書「5 委任状（様式）」） | 1部 | 当機構神奈川地域支社へ年間委任状を提出している場合、「代理人」から「復代理人」への委任としていること。 | |
| 3 | 競争参加資格確認申請書(様式1) | 1部 | | |
| 4 | 競争参加資格認定通知書の写し | 1部 | 有効期限内で「電気器具」の認定がされているもの。紛失等で提出できない場合は、その旨申し出ること。 | |
| 5 | 仕様要件適合証明書（様式2） | 1部 | 各項目の「適合証明」欄に、仕様書の要件を適合していると判断できる業務内容を具体的に記入すること。また、納入予定品のカタログ等、必要な書類があれば添付すること。 | |
| 6 | アフターサービス体制表（任意様式） | 1部 | 購入物品について、当該地区内にアフターサービスの体制が整っている事業所を有していること。なお、隣接地区で同等のサービス体制が確保されている場合は可とする。 | |
| 7 | 検査対応証明書（様式3） | 1部 | 日本国内において当機構職員が行う立会検査に応じられる者であること。 | |

【提出書類作成における注意事項】

①　入札説明書等に様式が添付している場合は、様式に記載してある様式を使用すること。添付してある様式をワープロ等であらためて作成する場合は、様式に記載してある字句等について省略・変更等しないこと。

②　項番3～7に関しては、競争参加資格確認申請書等の提出の際に提出すること。

（様式 1）

# 競 争 参 加 資 格 確 認 申 請 書

平成　　年　　月　　日

独立行政法人都市再生機構神奈川地域支社
　地域支社長　田平　茂之　殿

申請者　　住　所
　　　　　氏　名　　　　　　　　　　　　印

平成 25 年 1 月 23 日付けで公告のありました独立行政法人都市再生機構神奈川地域支社ルームエアコンディショナの購入に係る競争参加資格について確認されたく、下記の書類に添えて申請します。

なお、独立行政法人都市再生機構会計実施細則第 331 条及び第 332 条の規定に該当する者でないこと及び添付書類の内容については事実と相違ないことを誓約します。

記

- 競争参加資格認定通知書の写し
- 仕様要件適合証明書(様式 2)
- アフターサービス体制表(任意様式)
- 検査対応証明書（様式 3)

以　上

（様式２）

# 仕様要件適合証明書

平成　　年　　月　　日

独立行政法人都市再生機構神奈川地域支社
　地域支社長　　田平　茂之　殿

会社名
住　所
代表者名　　　　　　　　　　印

「独立行政法人都市再生機構神奈川地域支社　ルームエアコンディショナの購入」の競争参加に関し、下記仕様要件の全てに適合することを証明するために、仕様要件適合表証明書を提出いたします。

以　上

【仕様要件適合証明書】

| 性能 | 要求性能 | 適合証明 |
|---|---|---|
| 規格 | 室内機、室外機は JIS C 9612（ルームエアコンディショナー）によるものとし、製造者の標準仕様とする。 | |
| 省エネ性 | 「経済産業省告示　第213号　エアコンディショナーの性能の向上に関する製造事業者等の判断の基準等」（平成21年6月改正）に適合すること。 | |
| 冷暖房機能 | コンプレッサーの周波数制御機能を有すること。 | |
| 除湿機能 | 除湿機能を有することとし、仕様はメーカー仕様とする。 | |
| 電源 | 単相100V又は単相200Vとする。 | |
| その他の機能 | メーカー仕様とする。 | |
| 製造年 | 原則として、納入日から１年以内に製造された製品とする。 | |
| 付属品等 | リモコン及び取扱説明書等の付属品が備わっていること。 | |

（様式３）

# 検査対応証明書

平成　　年　　月　　日

独立行政法人都市再生機構神奈川地域支社
　地域支社長　田平　茂之　殿

会 社 名
住　　所
代表者名　　　　　　　　　　　　印

「独立行政法人都市再生機構神奈川地域支社　ルームエアコンディショナの購入」の競争参加資格に関し、日本国内において独立行政法人都市再生機構職員が行う立会検査に応じられる者であることを証明いたします。

以　上

## 9　独立行政法人が行う契約に係る情報の公表について

独立行政法人が行う契約については、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成 22 年 12 月 7 日閣議決定）において、独立行政法人と一定の関係を有する法人と契約をする場合には、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について情報を公開するなどの取組みを進めるとされているところ。

これに基づき以下のとおり、当機構との関係に係る情報を当機構のホームページで公表するため、所要の情報の当方への提供及び情報の公表に同意の上で、応札又は応募又は契約の締結を行うよう注意すること。なお、案件への応札又は応募または契約の締結をもって同意されたものとみなす。

また、応札、応募又は契約の締結を行ったにも関わらず情報提供等の協力をしない相手方については、その名称等を公表することがある。

（1）　公表の対象となる契約先

次のいずれにも該当する契約先

①　当機構との間の取引高が、総売上高又は事業収入の３分の１以上を占めていること

②　当機構において役員を経験した者（役員経験者）が再就職していること、又は課長担当職以上の職を経験した者（課長担当職以上経験者）が役員、顧問等として再就職していること

（2）　公表する情報

上記に該当する契約先について、契約ごとに、工事、業務又は物品購入等契約の名称及び数量、契約締結日、契約先の名称、契約金額等と併せ、次に掲げる情報を公表する。

①　当機構の役員経験者及び課長担当職以上経験者（当機構ＯＢ）の人数、職名及び当機構における最終職名

②　当機構との間の取引高

③　総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合が、次の区分のいずれかに該当する旨

３分の１以上２分の１未満、２分の１以上３分の２未満又は３分の２以上

④　１者応札又は１者応募である場合はその旨

（3）　当方に提供していただく情報

①　契約締結日時点で在職している当機構ＯＢに係る情報（人数、現在の職名及び当機構における最終職名等）

②　直近の事業年度における総売上高又は事業収入及び当機構との間の取引高

（4）　公表日

契約締結日の翌日から起算して 72 日以内